高等学校等の入学者選抜や入学に関する手続において、児童養護施設等に入所する 未成年の入学志願者が親権者の同意及び記名を得られないことについてやむを得 ない事情があると認められる場合の配慮についてお示ししていますので、関係各位 におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。

4 文科初第 1415 号子 発 1014 第 1 号令和 4 年 10 月 14 日

各都道府県知事 各都道府県教育委員会教育長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各児童相談所設置市市長 附属学校を置く各国公立大学法人の長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の長 厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長 藤 原 章 夫

文部科学省総合教育政策局長 藤 江 陽 子

厚生労働省子ども家庭局長 藤 原 朋 子

児童養護施設等に入所する未成年者の高等学校等への入学手続等における配慮について(通知)

高等学校等(高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。)の入学者選抜や、高等学校等への入学に関する手続においては、各高等学校等又はその設置者において、入学志願者の保護者(親権者等)の同意を示すものとして、その記名を

求めている事例が多く見られます。しかしながら、<u>児童養護施設、児童自立支援施設、</u> <u>児童心理治療施設、自立援助ホーム等に入所している、あるいは里親やファミリーホームに委託等されている未成年者が高等学校等への進学を希望しているにも関わらず、親権者から進学への同意及び記名を得ることが難しい場合があります。</u>

このように、親権者の同意及び記名を得られないことについて、<u>例えば虐待を背景</u>としている等のやむを得ない事情があると認められる場合、各高等学校等及びその設置者においては、当該未成年者の学びの機会を保障する観点から、当該未成年者の意思を尊重し、施設長等の同意及び記名がある、親権者からの同意が得がたい状況が児童相談所や施設等から確認できる等の状況であれば、親権者の同意及び記名が無い場合でも入学者選抜の受検や入学を可能とする等、柔軟な取扱いに努めていただきますよう、お願いします。

なお、児童相談所においては、当該未成年者が通学する中学校等や、当該未成年者が入所する施設の長等と連携して、当該未成年者が進学を希望する高等学校等が柔軟な取扱いをするにあたって必要とする情報の提供や書類への記名等、当該未成年者の進学にあたり必要な支援がなされるよう、配慮していただきますようお願いします。本件につきまして、都道府県にあっては所轄の学校法人、私立学校及び関係機関に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校(専修学校高等課程を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、指定都市及び児童相談所設置市にあっては関係機関に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

< 別添資料>

(別添1) 里親及びファミリーホームと各施設等の概要

(別添2) 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

【参考】

裁判例の中には、生徒の高等学校への在学を、生徒と高等学校との間の在学契約に基づくものであるとするものがあります。このような前提に立った場合、未成年者が締結する在学契約には、民法上、法定代理人(親権者等)の同意が必要となりますが、法定代理人の同意なく未成年者が締結した在学契約についても、法定代理人が取消権を行使しない限りにおいては、効力を有するものとなります(仮に、法定代理人により取消権が行使された場合であっても、個別の事案において、在学契約の取消しにより当該未成年者が被る不利益の内容及び程度、法定代理人の取消権行使の目的などの諸事情に照らし、法定代理人による取消権の行使が権利の濫用に当たるものとしてその効力が否定されることもあり得ると考えられます。)。また、未成年者が法定代理人の同意なく、高等学校との間で締結した

在学契約について、当該未成年者が成年年齢に達した後、自身で当該在学契約についての 追認を行った場合には、法定代理人が取り消すことができない契約となります。

【本件連絡先】

(高等学校に関する問合せ)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3482)

e-mail: koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3193)

e-mail: tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2915)

e-mail: syosensy@mext.go.jp

(児童養護施設等に関する問合せ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課指導係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 4878、4860)

e-mail: shakai-yougo@mhlw.go.jp

○里親及びファミリーホームと各施設等の概要

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を 行う。対象児童は、約4万2千人。

里親 家庭における養育を里親に					委託児童数	ファミリ	2011 11 11 11 11	養育者の住居において家庭養護 を行う(定員5~6名)	
	委託		14, 401世帯	4, 759世帯 3, 774世帯	6, 019人 4, 621人	ホーム	を1〕 八足貝	を1) 八足貝5~6石/	
	区分 (里親			171世帯	206人		ホーム 🤄	数 427か所	
	重複登 有り)			353世帯 565世帯	384人 808人		委託児童	数 1,688人	
施	記	乳 児 院	児童養護施設	児童心理治療 施 設	児童自立施	支援 母	子生活支援 設	自 立 援 助 ホ ー ム	
対 象	児童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含 む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	家庭環境、学校に おける交友関係そ の他の環境上の理 由により社会生活 への適応が困難と なった児童	不良には、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	それの 又 び家庭 事 の環境 び より生 べ	偶者のない女子 はこれに準ずる 情にある女子及 その者の監護す き児童	義務教育を終了した児童であって、 児童養護施設等を 退所した児童等	
施設	设 数	145か所	612か所	53か所	58か月	f	217か所	217か所	
定	員	3, 853人	30, 782人	2, 018人	3, 445,	<u>ا ا</u>	4, 533世帯	1, 409人	
現	員	2, 472人	23, 631人	1, 321人	1, 145,	۸	3, 266世帯 児童5, 440人	718人	
職員	総数	5, 453人	20, 001人	1, 560人	1, 818,	<u>ا</u>	2, 102人	885人	

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和3年3月末現在)

- 小規模グループケア 2,073か所 ※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児 童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和2年10月1日現在)
 - ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和2年10月1日現在)
 - │ ※自立援助ホームの定員、現員(令和3年3月31日現在)及び職員数(令和2年3月1日現在)は家庭福祉課調べ │ ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む
- 小規模グループケア2,073か所地域小規模児童養護施設494か所

(別添2)

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。(児童福祉法第6条の3第1項)

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等(第27条第1項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。)を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。)であるもの
- ・ 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。)のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室(一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別)、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者(指導員を兼ねることができる)、自立支援担当職員(加算職員)

【指導員の配置(単位:人)】

入居定員	6人まで	7~9人	10~12人	13~15人	16~18人	19人以上
指導員数(補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2 以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
217か所	1, 409人	718人

(※)家庭福祉課調べ(施設数・定員:令和2年10月1日現在、入所者数:令和3年3月31日現在)